

北里大学学生の懲戒処分に係る標準ガイドライン

平成30年4月1日

事由		懲戒処分				
		退学	※停学	謹慎	けん責	受験停止
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火などの凶悪な犯罪	○	○			
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪	○	○	○		
	薬物犯罪	○	○			
	痴漢、のぞき、盗撮行為	○	○	○		
	コンピュータ、SNSの不正使用等による悪質な行為	○	○			
	コンピュータ、SNSの不正使用による不適切な行為		○	○	○	
飲酒行為	飲酒を強要し死に至らしめる行為	○	○	○		
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を与える行為	○	○	○		
	満20歳未満の学生と知りながら飲酒を勧める行為		○	○	○	
	満20歳未満の学生の飲酒行為		○	○	○	
交通事故	飲酒運転					
	酒酔い	○	○			
	人身事故	○				
	酒気帯び	○	○	○	○	
	人身事故	○	○			
	飲酒運転車両への同乗等		○	○	○	
	飲酒運転以外での人身事故					
	死亡又は重篤な傷害		○	○		
	傷害		○	○		
	飲酒運転以外の交通法規違反					
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		○	○	○		
ハラスメント	法人の「人権侵害事案に係る懲戒処分基準ガイドライン」に準じる	○	○	○	○	
試験	カンニング等の不正行為		○			○
その他	本大学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為	○	○	○	○	○

※ 原則として停学は無期停学とするが、状況を勘案し有期停学とすることができる。

1. 個別の事案の内容によっては、下記事項を勘案し、処分の加重、軽減を行うことがある。

- (1) 本ガイドラインに掲げる処分より加重することがある場合
  - ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
  - ② 非違行為の学内外に及ぼす影響が特に大きいとき
  - ③ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
  - ④ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
  - ⑤ その他上記に準ずる理由があると認められるとき
- (2) 本ガイドラインに掲げる処分より軽減することがある場合
  - ① 学生が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
  - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
  - ③ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

2. 本ガイドラインに掲げられていない非違行為は、本ガイドラインを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

例) 満20歳未満の学生の喫煙などの非違行為